

## 長生村電子入札約款

### (目的)

第1条 長生村の発注に係る工事又は製造の請負、調査・測量・設計等の委託及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長生村財務規則（昭和59年長生村規則第8号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

### (入札等)

- 第2条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名に関する通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、当該事業の図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、事前に関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。
  - 3 入札参加者は、入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（委任状にある受任者をいう。）とする。
  - 4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札辞退)

- 第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
    - (1) 入札書受付締切予定日時までは、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。
    - (2) 入札書受付締切予定日時以降、開札開始日時までは、入札執行担当課に紙様式により辞退届を提出するものとする。
  - 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

### (未入札)

第4条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

### (公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。
- 3 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。

(開札立会人)

第7条 電子入札にあつては、開札立会人を置かないものとする。ただし、紙入札による参加を認めている場合、当該紙入札による参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、立会いを希望するときは、開札日前日までに入札執行担当課に連絡するものとする。
- 3 第1項ただし書きの場合において、代理人をもって立会いさせるときは、委任状を持参し提出するものとする。

(無効となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状にある受任者以外の代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 必要事項を欠く入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 同一人がした2以上の入札
- (7) 電子認証書を不正に使用した入札
- (8) 開札日までに有効期限が切れるICカードを用いた入札
- (9) 入札に際して不正を行ったもののした入札
- (10) 予定価格を事前公表する入札の場合において、予定価格を超える入札書を提出した者のした入札
- (11) 入札金額内訳書を提出することが条件の入札の場合において、入札金額内訳書

の提出がない又は入札金額内訳書に重大な不備のある者のした入札

- (12) 入札公告等により開札後に落札候補者に係る入札参加資格の確認を行うとする入札（以下「事後審査方式入札」という。）において、入札参加資格がないとされた者又は入札執行担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札
- (13) 再度入札における入札金額が前回の入札の最低金額以上の入札
- (14) 低入札価格調査において無効とされた入札
- (15) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札
  - ア 金額を訂正した入札
  - イ 記名押印を欠く入札
  - ウ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札  
(失格となる入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 失格基準価格を設定した入札において、当該失格基準価格を下回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において、審査中止又は履行不可能とされた入札  
(保留)

第10条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札者の決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき
- (2) 事後審査方式入札において、当該落札候補者に係る入札参加資格の確認を行うとき
- (3) 入札執行担当者が特に必要と判断したとき  
(落札者の決定)

第11条 原則として、最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、別に落札者決定基準が定められている場合はそれに従うものとする。

2 最低制限価格を設けた入札の場合は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 事後審査方式入札の場合においては、前2項中「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えて、入札参加資格を確認する者を決定する。

(同価格又は同評価値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2人以上あるとき

は、直ちに当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。ただし、電子入札システムの仕様等により電子くじを実施できないときは、くじを引くべき入札参加者が当該開札の立会いをしている場合は

その者がくじを引き、立会いをしていない場合は当該入札者に代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

- 2 事後審査方式入札の場合においては、前項中「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えて、入札参加資格を確認する者を決定する。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札システムにより入札執行担当者が指定する日時において再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として2回までとする。

- 2 再度入札には、当該再度入札の前の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。
- 3 再度入札における入札参加辞退の方法は、第3条を準用するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札は行わない。

(入札の不調)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は不調とする。

- (1) 入札の結果、予定価格に達しないとき。
- (2) 最低制限価格を設定した場合において、入札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格での入札がないとき。
- (3) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされると認められる価格落札調査対象者がいない場合で、予定価格に達する入札がないとき。
- (4) 総合評価方式において、契約の内容に適合した履行がされると認められる総合評価対象者がいない場合で、予定価格の範囲内の価格で落札者がいないとき。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札決定の日から5日以内に当該契約（長生村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長生村条例第10号）に基づく議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずることができるものとする。

(契約の保証)

第16条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約

担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

（入札の不調等の場合の調査）

第17条 入札が不調又は中止等となったとき、入札参加者に対して入札辞退の理由及び見積り等に関する調査を行うことがある。この場合において、入札参加者は、当該調査に協力しなければならない。

（異議の申立て）

第18条 入札をした者は、入札後、本約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（内訳書の提出）

第19条 契約担当者は、当該入札に係る事業の熟知の状況等積算能力の向上又は談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知等のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

（電磁的な記録を使用した通知等）

第20条 本約款に規定する公告、通知、図面及び仕様書等は、電磁的な記録による方法によることができるものとする。

（補則）

第21条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和8年3月1日から施行し、令和8年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用する。